

令和 8 年度東成瀬村会計年度任用職員募集要項

◆募集職種及び募集人員

- ① 特別支援教育支援員（勤務場所：東成瀬小学校） 1 名

◆応募資格

- （１）義務教育を修了し、健康な方
- （２）普通自動車運転免許をもっている方

※応募にあたって年齢上限はありません。

◆応募方法

- ・「東成瀬村会計年度任用職員任用申請書」及び「東成瀬村会計年度任用職員エントリーシート」を東成瀬村教育委員会に提出してください。
- ・申請書は教育委員会で配布しています。ホームページからもダウンロードできます。
- ・選考過程で卒業証明書等の提出を求めたり、関係機関に照会することがあります。
- ・提出された書類はお返しできませんので、御了承ください。

- ②欠格事項（地方公務員法第16条の規定により以下に該当する方は応募できません。）

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・東成瀬村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

◆受付期間

令和 8 年 8 月 1 3 日（木）から令和 8 年 8 月 2 4 日（月）まで

窓口提出の場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとし、郵送の場合は、令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 5 時 1 5 分まで到着したものに限り受け付けます。

◆選考方法

書類選考により任用しますが、必要に応じて面接を行う場合があります。

◆任用内定

- ・選考の結果に基づき、令和 8 年 8 月下旬を目途に任用内定通知、補欠通知を行います。
- ・補欠となった方は、年度末を期限として任用候補者名簿に登録し、欠員の状況に応じて逐次任用します。
- ・申込書の記載内容に虚偽が判明した場合、あるいは非行行為があった場合には任用を取り消す場合があります。

※電話によるお問い合わせにはお答えできません。

◆任用期間

- ・任期は令和８年度内となります。
- ・任期が会計年度期間より短い場合は、同一職種であれば年度内でその任期を更新することが可能です。この場合、選考は不要となりますが、他職種を希望する場合は、選考が必要となります。
- ・勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合は、公募によらず再度任用する場合があります。

◆勤務形態・勤務時間

- ・勤務形態はパート（時間給）となります。（勤務予定表による週あたり３０時間勤務）
 - ・標準的な勤務時間は午前８時３０分から午後３時３０分までのうち実勤６時間（１時間の休憩）です。場合によっては時間外勤務もあります。
- 休日は、土・日曜日・祝日及び学校休業日（春季、夏季、冬季休業等）です。

◆給与・報酬・手当等

- ・日額６，１８６円～（時給１，０３１円～）

給与・報酬・手当等は、ほぼ常勤の一般職に準じた「東成瀬村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」等に基づき支給されますが、職歴など経験年数に応じ支給額を引き上げる場合があります。

◆休暇等

休暇は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、常勤の一般職に準じて付与されます。また、年次有給休暇は、任期が６か月以上ある方は任用時に勤務条件に応じた日数が付与されます。任期が６か月未満の方は、連続した任期が６か月以上となり一定の条件を満たした場合に付与されます。

◆社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に定めるところにより、必要な要件を満たした場合に加入します。

◆その他留意事項

- 申請時に提出された書類は、一切返却しません。
- 申請に際し、「東成瀬村会計年度任用職員について」を必ずお読みください。

お問い合わせ先

東成瀬村教育委員会

〒019-0801 東成瀬村田子内字仙人下 30-1

電話 0182-47-3415